

事務所便り

都城市八幡町 1-17

経営・労務管理 立山事務所

TEL0986-21-1813 Fax0986-21-1812

HP : <https://tateyama-sr.com>

29 年 7 月号

過労死等ゼロ緊急対策 とは？

前号においても「過労死」の問題について取り上げましたが、厚生労働省はこのような「過労死」等への緊急対策として、①違法な長時間労働を許さない取組の強化、②メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化、③社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化—という大きく3つの取組の強化を掲げています。本稿では、現在厚生労働省が取り組んでいる対策として、①の「違法な長時間労働を許さない取組の強化」について、その概要をご紹介します。

違法な長時間労働を許さない取組の強化

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

⇒ 企業向けの新たなガイドライン（労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン）を公表。

（ガイドラインの概要）

- ①「労働時間の考え方」を明示し、「使用者の指示により業務に必要な学習等を行った時間」は労働時間となることなどが例示された。
- ②「始業・終業時刻の確認及び記録」や「始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法」とともに、自己申告制による場合などの取扱いが記載された。

(2) 長時間労働等に企業本社に対する指導

⇒ 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

⇒ 過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。（<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html> にてご覧になれます）

【公表の基準】

- ①違法な長時間労働（月80時間超、10人以上または4分の1以上、労基法32条等違反）を対象
 - ②過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合
- ⇒①、②のいずれかが2事業場に認められた場合などに、企業本社の指導を実施し、是正されない場合
- ③月100時間超と過労死・過労自殺が2事業場に認められた場合

(4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

原則年360時間、特例の協定で年720時間が上限

労働政策審議会で建議された「時間外労働の上限規制」については、労働基準法の法定労働時間（週40時間、1日8時間）を超える時間に対し適用し、上限は原則として月45時間、かつ、年360時間とし、上限に対する違反には罰則を課すことが適当としています。ただし、特例として、臨時的な特別な事情がある場合として労使協定を締結すれば、年の上限は720時間とし、かつ、上回るできない上限として、休日労働を含み2か月ないし6か月平均で月80時間以内、同単月で100時間未満、原則（月45時間）を上回る回数は年6回までとすることが適当としました。

⇒まずは、自社の時間外労働の現状を把握し、上記限度の上限を超えている場合には早急に対策を採ることが重要となります。

— 入社時の本人確認の徹底をお願いします！

本年に入ってから、①「基礎年金番号」および②「住民票上の住所」の確認もれによる社会保険手続きの遅延が多発しております。特に、基礎年金番号が確認できない場合については「住民票上の住所」の記入が必要となります。日本年金機構では、記入された住所をもとに住民基本台帳ネットワークへ本人照会をし、確認をしていますが、その際、ご連絡いただいたご本人様の住所と、住民票上の住所に相違があった場合には、資格取得届等が受け付けられなくなっております。

新規採用される方については以下の確認をお願い致します。

- ①**基礎年金番号の確認** ⇒ 日本に住所を有する20歳以上の方は、今まで社会保険に加入したかどうかにかかわらず、基礎年金番号をお持ちです。まずは、年金手帳や年金定期便など基礎年金番号のわかる資料がないかどうかの確認をお願いします。（どうしても番号がわからない場合には、年金手帳再交付申請を提出しますが、保険証ができるまで多少時間がかかる場合があります）
- ②**住民票上の住所確認** ⇒ マイナンバー確認時と同様に、本人確認のため身分証明書等（マイナンバーカード、運転免許証）にて住民票上の住所をご確認ください。また、現住所と異なる場合には当事務所へご連絡いただく際に「住民票上の住所」もあわせてご連絡くださいますようお願い致します。

— 注目の助成金

人材開発支援助成金（制度導入助成）

概要

継続して人材育成に取り組むために、以下のいずれかの人材育成制度を新たに導入し、その制度に基づき被保険者に実施した場合に、一定額を助成する制度です。

対象となる人材育成制度

【キャリア形成支援制度導入コース】

- ◆ 定期的なセルフ・キャリアドッグ制度を導入し、実施した場合に助成
- ◆ 労働者に教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を取得させる制度を導入し、実施した場合に助成

【職業能力検定制度導入コース】

- ◆ 技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合に助成
- ◆ 社内検定制度を導入し、実施した場合に助成

奨励金の支給額

- キャリア形成支援制度導入コース … 47.5万円（生産性要件を満たす場合 60万円）
- 職業能力検定制度導入コース … 47.5万円（生産性要件を満たす場合 60万円）

適用人数・適用日数

雇用する被保険者数	最低適用人数（被保険者）
50人以上	5人
40人以上50人未満	4人
30人以上40人未満	3人
20人以上30人未満	2人
20人未満	1人

申請の流れ

- ① 制度導入・適用計画の作成
- ② 制度導入・適用計画届の提出
- ③ 制度導入・適用計画の認定
- ④ 制度の導入（就業規則への規定・周知等）
- ⑤ 制度の実施
- ⑥ 支給申請

お問い合わせは当事務所まで！